

鹿屋市保健福祉関係顕彰実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市保健福祉関係顕彰実施要綱（平成18年鹿屋市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 高齢者福祉部門

ア 70歳以上の高齢者で、その生活態度又は社会活動が他の模範と認められる者

イ アに掲げる者のほか、高齢者福祉の振興に貢献し、その業績が顕著な者

(2) 障がい者福祉部門

ア 障がい者で、その生活態度又は社会活動が他の模範となる者

イ アに掲げる者のほか、障がい者福祉の振興に貢献し、その業績が顕著な者

第6条第2項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 保健福祉部長

(3) 健康づくり・高齢者支援対策監

(4) 教育次長

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。